

④事業費 | 事業期間を通じた、事業費抑制のためのコスト管理計画・手法の考え方

コストおよび設計変更に係る情報を「設計変更協議会」で一元的に管理し、完成期限に影響を与えないコストマネジメントを実施します

コスト管理に係る組織・責任分担・実施ルールを明確にします。

1 総括代理人の下、コスト管理体制を構築し、全事業期間を通じて提案事業費への整合を継続的にチェックします

1 コスト管理の方針

- 全事業期間を通じてコスト変動要因やコスト情報を一元的に把握し、管理する「設計変更協議会」を設置します。
- 発注者と当共同企業体が、設計変更を含めたコスト情報を共有する仕組みを構築します。
- 本事業が目標コスト（提案事業費）通りとなっているかどうか、事業のフェーズに応じて継続的にチェックを行います。
- コストに大きな影響を与える事態が生じた場合は、発注者責任者と総括代理人が速やかに情報を共有し、対応方法を協議させていただきます。
- 各種要望に対する設計変更協議期限を設定し、期限内に採否、対応方法を決定します。
- 代表企業の調達部門・積算部門が、事業期間中に市況の変動を注視し、共同企業体内で情報共有します。
- 代表企業の全社的な調達システムを活用し、専門工事会社の技術力（品質・工程）を審査した上で、合理的な価格で専門工事会社に発注します。
- 専門工事会社との早期発注契約に努めるとともに、契約の履行状況を管理します。

2 全事業期間を通じて一貫したコスト管理体制の構築

- 総括代理人の下、全事業期間を通じて一貫したコスト管理体制を構築します。
- 総合調整室は、設計・施工期間を通じた建設コストの総合マネジメント実施組織として、管理技術者、監理技術者および代表企業の本社・支店調達部門・積算部門と連携し、最新のコスト情報を把握します。
- 設計図書に対するコスト管理責任者は、管理技術者となります。管理技術者は、提案時からの追加要望や条件変更が発生した場合は、要求水準の変更を含めて発注者と協議します。
- 施工期間中のコスト管理責任者は、監理技術者となります。監理技術者は工務所長（コスト・工程）と協働し、市況変動、専門工事会社との契約進捗状況や資機材の発注状況を把握し、必要に応じてコスト増加を回避する方を提案します。
- 事業費に大きな影響を与える事態が生じた場合に、管理技術者と監理技術者は情報を共有し、対応方法を検討します。
- 工事監理者は設計変更が生じた場合に、設計変更見積金額の妥当性について確認します。
- 代表企業の本社積算部門及び調達部門から本プロジェクトに担当者を選任し、積算・調達を支援します。

3 発注者とコスト情報を共有する仕組みを構築

- 総括代理人は「最高運営会議」を開催し、発注者責任者とコストに大きな影響を与える情報を共有し、早急に協議します。
- 「設計変更協議会」を定期的開催し、設計変更に係る増額および減額を一元管理すると共に、増額要因に見合う減額項目が無い場合は、発注者と受注者間で速やかに処理方法を協議します。
- 別途工事及びオーバーレイ工事に係る工事コスト増減額についても、「設計変更協議会」で一元的に一元管理します。

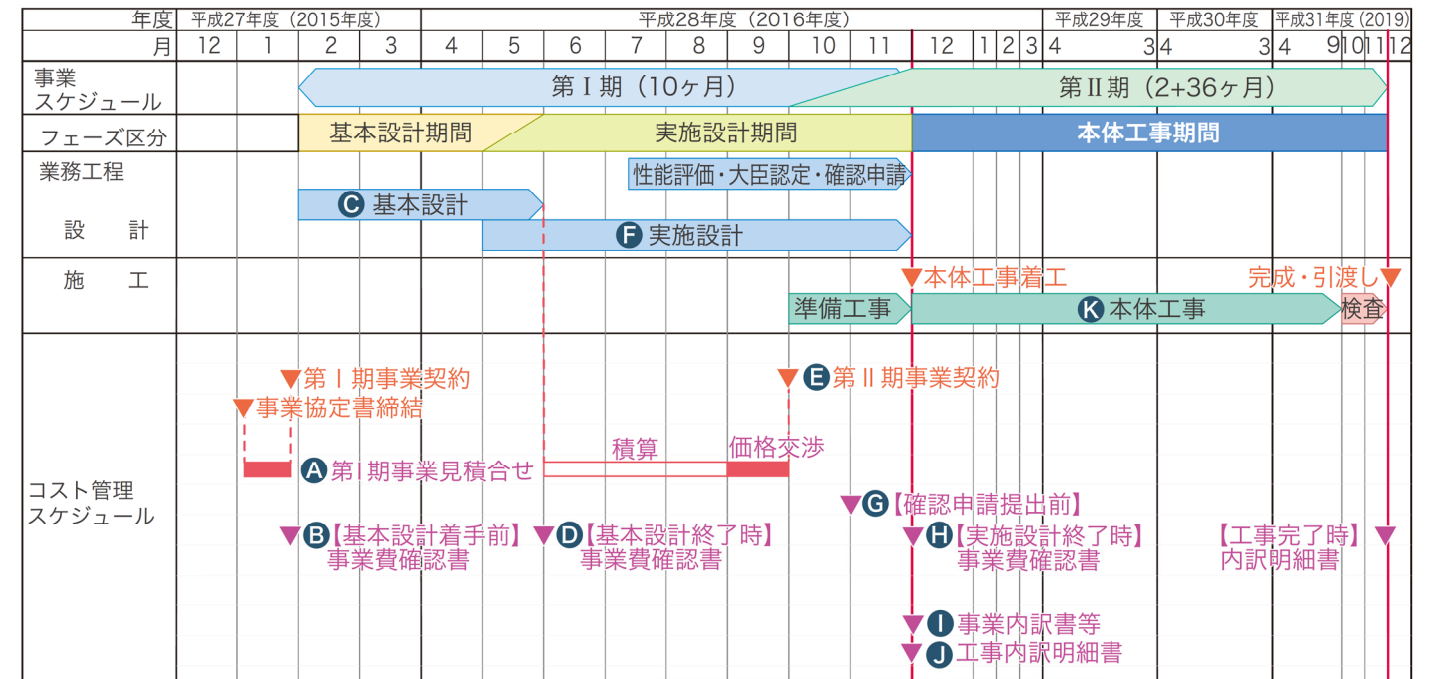
4 事業期間を通じた共通のコスト管理手法

- 事業費の提出毎に、事業費が提案金額を超過した場合、あるいは行政指導や各団体等の要望・変更指示による増額が大きい場合は、要求水準の減額変更、要望・変更指示の見直し・採用中止等について、発注者と早期に協議します。
- 事業費を提案金額以内とする協議を双方が真摯に誠意を持って実施しますが、協議が整わない場合は、提案金額超過の要因となった発注者や各団体等からの要望・変更指示等を見直す協議を実施します。
- 事業費確認書等提出の際に、工種毎の価格変動が5%を超える場合は、その要因を報告します。発注者・行政協議・各種団体・関係機関等からの要望・変更指示等についても明らかにします。
- 工事費には、代表企業保有の最新積算単価を反映します。
- 市況の変動が著しい工種について、専門工事会社から見積を再徴収し積算に反映します。

5 各プロセスにおけるコスト管理手法

A：第Ⅰ期事業契約

- 第Ⅰ期事業における提案時の業務範囲を発注者に説明し、業務範囲・業務内容や条件とその業務費等について発注者と確認し、第Ⅰ期事業契約を締結します。
- 工期や施工計画の前提条件について、発注者側に説明し、双方で確認します。
- 契約範囲外の業務が生じた場合の手法を発注者と合意し、設計業務費や工事施工等業務費の超過や業務への影響を回避します。
- 第Ⅰ期事業契約範囲外の業務を実施する場合は、業務に先立ち変更契約の締結を前提とします。



コスト管理スケジュール

B：基本設計着手前（提案設計の主要内容の確認）

- 提案設計仕様などの主要内容と事業費の考え方を発注者に説明し、双方で合意します。
- 要求水準に関するチェックシートを活用しながら、提案設計内容と要求水準書の間に、発注者と受注者の認識に相違が無いことを確認します。
- 行政及びインフラ企業、各種団体、関係機関等との協議前の前提条件の考え方を発注者と共有し、相違が無いことを確認します。
- 電波障害等の障害対策費や各種負担金について積算条件と金額の考え方を発注者に説明し、双方で合意します。

C：基本設計中

- 基本設計中、提案設計に対する発注者からの要望・変更指示、行政協議による指導事項等および各種団体・関係機関、大会組織委員会等からの新たな追加要望があった場合は、コストへの影響を初期検討し、その結果を発注者に報告します。
- 必要により概算費用を算出し、発注者に報告し協議します。

D：基本設計終了時

- コスト変動がある場合は、その要因を分析します。
- 基本設計着手以降の主な変更内容・協議内容、及びコスト変動額を把握、報告します。

E：第Ⅱ期事業契約

- 2016年9月に、基本設計完了時の事業費が提案事業費以内であることを確認し、第Ⅱ期事業契約を締結することを提案します。（会計法第22条の運用）
- 専門工事会社との契約が可能となり、物価変動による建設コスト上昇の低減に寄与します。
※建設業法第19条に従い、「準備工事」と「資機材の調達」の着手前に契約締結が必要です。

F：実施設計時

- 発注者からの提案設計に対する要望や変更指示等が発生した場合は、コストへの影響を初期検討し、その結果を発注者に報告します。

G：確認申請提出前

- 確認申請提出前の行政等の指導・協議事項に関するコストへの影響を把握します。
- 基本設計完了時の事業費と比較し、差異が生じている場合はその要因を分析します。
- 実施設計着手後の主な変更内容・協議内容及びコスト変動額を把握、報告します。

H：実施設計終了時

- 実施設計着手時と終了時の事業費を比較し、差異が生じている場合には、その要因を分析します。
- 実施設計着手以降の主な変更内容・協議内容、及びコスト変動額を把握、報告します。

I：事業費内訳書等の提示・協議

- 2016年9月の第Ⅱ期事業契約金額及び内訳書と実施設計完了後の事業費内訳書等について内容を提示し、協議します。

J：工事内訳明細書の確定

- 本体工事着工前に工事内訳明細書を発注者と受注者間で確認します。

K：コストへの影響がある場合は変動額の把握と報告

- 工事期間中に地中障害・土壌汚染他不確定要素が顕在化した場合、発注者に速やかに報告すると共に、コストへの影響を初期検討し、その結果を発注者に報告します。
- 物価上昇・設計変更や、別途工事・オーバーレイ工事等の変更によりコストへの影響が認められる場合は、その変動額を把握し、報告します。